

1 - 2 フグ延縄漁業における規制内容の変化と自主規制の限界 -北部九州海域における取り組みを事例にして-

大坪遼太(長崎大学大学院)・山本尚俊(長崎大学)・亀田和彦(長崎大学)

本報告では、フグ延縄という自由漁業の自主管理を行っている山口、福岡、佐賀、長崎の各県延縄協議会と4県の漁連で構成する西日本延縄漁業連合協議会に注目して、協議会による自主規制から九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に至るまでの規制内容の変化と自主規制の限界を明らかにする。そのために、県域を越えた漁業者同士の規制項目のたて方、自主管理による規制の限界を整理する。

フグ延縄には浮縄と底縄の2つがある。4県の操業状況は違いがあって、長崎県は浮縄主体で小型船(10トン未満)が多く、山口県は底縄主体に大型船(20トン以上)もある、福岡県と佐賀県は底縄・浮縄両方が混在し中型船(10~20トン未満)が多い。時代的にいうと、昭和60年代に浮縄が開発され、その漁獲効率が良いことから各県に普及した。また、沿岸域にフグ延縄漁船が集中したために操業秩序維持が必要となり、昭和63年に西日本延縄漁業連合協議会が組織されて4県自主規制が行われるようになった。具体的には、規制海域の設定、操業期間の規制、操業方法の規制、再放流サイズの基準、4県以外への自主規制

内容の周知・協力の要望の5点を内容とする。4県自主規制の特徴は、長崎県海域での県外延縄漁船の増加を背景に当該海域を中心に規制が始まったこと、浮縄漁法の開発と大・小型延縄漁船による操業トラブルの発生により延縄漁業間での操業調整が必要となったこと、浮縄と他の漁業種類との操業調整が必要になったこと、の3点であり、いずれも操業調整に重点を置き、その枠を出ない。

他方、平成17年度から九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画が始まっている。産卵親魚と小型魚の保護を目標に、計画最終年である平成21年度以降も資源量水準を維持することとしている。同計画によって4県自主管理時の規制海域の再設定や操業期間の短縮、再放流サイズの見直しが行われた。同時に、資源培養措置が強化され、4県の延縄協議会による種苗放流から、広島・愛媛県等を含めた放流事業を対象を拡大した。さらに平成17年度から日本海・九州西広域漁業調整委員会がトラフグ延縄漁船に対し、総トン数10トンを境に承認制と届出制を設定し、平成20年度にはこの境を5トンに下げた。さらに承認制については隻数の上限を県ごとに設定し、承認制と届出制両方に漁獲成績報告書の委員会提出が義務づけられた。以上の規制実施によって操業と資源状況の把握も進んでいる。

4県自主規制では、海域区分や操業期間に対する規制は漁業経営に影響がでない範囲に留まり、操業隻数の制限については検討されていない、強制力がない、漁獲報告義務がないので種苗放流や漁獲サイズ制限等の取組みの効果の把握・見直しができない、という限界があった。4県自主規制は操業調整の枠を出ないが、資源回復計画の段階に入ると公的規制としての性格が付加され、資源動向に依拠した規制項目の見直しと協力体制の拡大が進み、漁獲努力量についての規制項目が加えられた。